

令和6年10月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時 : 令和6年10月8日(火) 午前9時00分

場 所 : 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について
- ② 承認第2号 専決処分の承認について
- ③ 議案第1号 四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱の改正について
- ④ 議案第2号 四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則の廃止について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 四万十町合併20周年記念誌制作委員会委員の委嘱について
- ② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
- ③ 夏季休業明けの児童生徒の出席状況について

7 その他

- ① 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

承認第1号

専決処分の承認について

区域外就学の協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年10月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号) 【抜粋】

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）【抜粋】

（区域外就学等）

- 第 9 条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

承認第2号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年10月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則
第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和6年8月28日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)【抜粋】

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

議案第1号

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱の改正について

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和6年10月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱（令和3年四万十町教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第2号中「四万十町中学生海外研修事業費補助金補助金交付決定通知書」を「四万十町中学生海外研修事業費補助金交付決定通知書」に、「四万十町中学生海外研修事業費補助金補助金交付要綱」を「四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱」に改める。

様式第3号中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

参 考

【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>様式第1号（第6条関係）</p> <p>（略）</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金交付申請書</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。</p> <p>（略）</p>	<p>様式第1号（第6条関係）</p> <p>（略）</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金交付申請書</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。</p> <p>（略）</p>
<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>（略）</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金交付決定通知書</p> <p>（略）</p>	<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>（略）</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金補助金交付決定通知書</p> <p>（略）</p>
<p>様式第3号（第8条関係）</p> <p>（略）</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け四万十町教委指令第号で交付決定のあった四万十町中学生海外研修事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり実績を報告します。</p> <p>（略）</p>	<p>様式第3号（第8条関係）</p> <p>（略）</p> <p>四万十町中学生海外研修事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け四万十町教委指令第号で交付決定のあった四万十町中学生海外研修事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり実績を報告します。</p> <p>（略）</p>

【改正の理由】

様式中の字句に誤りがあったため

議案第2号

四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則の廃止について

四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則を廃止する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和6年10月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則を廃止する規則

四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則（令和4年3月9日教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参 考

【廃止の理由】

令和6年度以降、会計年度任用職員の図書館長を任命する予定がないため

【廃止する規則】

四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則

令和4年四万十町教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年四万十町条例第12号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定に基づき、四万十町立図書館設置条例（平成18年四万十町条例第175号）第5条に規定する図書館の館長（以下「図書館長」という。）の任用、報酬その他の勤務条件について、四万十町会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則（令和2年四万十町規則第3号。以下「会計年度任用職員任用等規則」という。）及び四万十町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年四万十町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 図書館長の身分は、条例第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員とする。

2 図書館長は、四万十町立美術館条例（平成18年四万十町条例第180号）第7条に規定する美術館の館長（以下「美術館長」という。）の職を兼ねるものとする。

3 図書館長は、その他の職を兼ねることができる。

(任用)

第3条 図書館長は、司書の資格を有する者であつて、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館において10年以上の勤務経験及び図書館長としての勤務経験を有する者のうち、教育長が適任と認める者を任用する。

(任務)

第4条 図書館長は、上司の命を受け四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）第4条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち、町立図書館及び町立美術館の管理運営に関する事務を掌理し、所属する職員を指揮監督する。

2 図書館長は、前項の任務のほか、教育長が必要と認める業務を行うものとする。

3 第2条第3項の規定により、その他の職を兼ねる場合の任務は、別に定める。

(報酬等)

第5条 図書館長の報酬額は、月額300,000円とする。

2 図書館長には、条例第5条の規定に基づき時間外勤務報酬を支給する。

3 図書館長には、条例第8条の規定に基づき期末手当を支給する。

(勤務時間)

第6条 会計年度任用職員任用等規則の規定に基づき図書館長の勤務時間は、1日につき7時間とし、1週当たりの勤務日数は原則として週5日とする。

- 2 前項の規定に関わらず、1週又は1日の勤務時間数変動する特別な勤務においては、1年間の平均勤務時間数が週35時間となるよう勤務を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(退職後の勤務条件に関する特例)

- 2 図書館長の職を退いた後において、同職の職務の残務整理又は引継等ために会計年度任用職員として引き続き任用する場合にあっては、第5条から第7条までの規定を適用することができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。